

昭和56年以前の木造住宅について

耐震診断

耐震改修

補助金を拡充しました！

除却も追加に！

市では、昭和56年5月31日以前に建築された住居についての耐震診断・耐震改修費用に対する補助金を拡充し、除却費用についても補助することになりました。

補助要件概要

既存木造住宅：…昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造の一戸建て住宅または併用住宅。

調査機関：…建築士法第2条第1項に規定する1級建築士、2級建築士または木造建築士で建築士法第22条第2項の規定により都道府県知事が行う木造住宅耐震診断講習会の課程を修了した者。

耐震診断：…右記の調査期間が「木造住宅の耐震診断と補強方法」（財団法人日本建築防災協会発行）に定める診断方法により地震に対する安全性を評価すること。

補助対象住宅

- (1)地上2階建て以下の住宅で在来軸組構法、伝統的構法および枠組工法により建築された既存木造住宅。
- (2)建築基準法の規定に違反していないこと。
- (3)勝浦市空家等対策の促進に関する条

例に基づき特定空家等として認定されたものでないこと。

補助対象者

- ・勝浦市の住民基本台帳に記載されていて補助対象住宅を所有している方。

・補助対象者の世帯に市税等を滞納している者がいない方。

補助金の額

・耐震診断：…耐震診断に要した経費の額で15万円を限度とする。

・耐震改修：…設計・工事費・工事監理に係る費用の合計額に3分の2を乗じた額で80万円を限度とする。

・除却：…工事に要する費用に100分の23を乗じた額で20万円を限度とする。

補助の制限

- ・補助対象住宅1棟につき1回。

詳細につきましては、お問い合わせください。

申し込み・問合せ

都市建設課 都市計画係

☎ 73-6627

